

『かがわ子育てステーション』に関するQ&A

分類		質問	回答
1	概要 (実施要綱第1条関係)	「かがわ子育てステーション」とは何を指すのか。	子育て家庭等が気軽に訪れることができ、そこへ行けば子育てに関する相談に乗ってもらえたり、必要な地域の子育てに関する情報を入手できたり、また、親子同士の交流が可能な場を提供する県内の子育てに関する施設等（地域子育て支援拠点、認定こども園、児童館など）のうち県の登録を受けた施設等を総称するものです。
2	概要 (実施要綱第1条関係)	「かがわ子育てステーション」の目的は何か。	多種多様な施設がある中において、子育て家庭等は、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、気軽に相談できる相手が身近にいない、子どもの育てにくさを感じていることなどが指摘されています。 「かがわ子育てステーション」と称し、県全体として分かりやすく見える化することにより、身近な場所のみならず県内様々な場所に相談等ができる拠点があることを知ってもらい、子育て家庭等の相談先等の選択肢を増やすことをもって安心感につなげ、子育てに係る不安感や孤立感を緩和するとともに、県全体として、子育てを支援する機運の醸成につなげていくことを目的としています。
3	概要 (実施要綱第1条関係)	「かがわ子育てステーション」の対象者の考え方如何。（子育て家庭等とは、具体的に何を指すのか。）	子ども（主に未就学児）とその保護者（祖父母も含む）、または妊産婦やそのパートナーなど、子育てに関する相談に乗ってほしい、地域の子育てに関する情報がほしい、親子同士の交流がしたいといった幅広い子育て家庭等を対象者として考えています。
4	定義・要件 (実施要綱第2条関係)	以下の3つの要件は、全て満たす必要があるのか。 ①子育てに関する相談、援助の実施 ②地域の子育てに関する情報の提供 ③子育て家庭等の交流の場の提供や交流の促進	要件を全て満たす必要があります。
5	定義・要件 (実施要綱第2条関係)	要件①～③については、どのようなレベルが求められるのか。	要件①～③については、特段の基準を設定するものではなく、一般的な相談対応や地域の子育て関連情報の提供等がなされることを持って、要件を満たすものと考えています。
6	定義・要件 (実施要綱第2条関係)	「開所曜日、開所時間及び開所場所を予め設定のうえ、定期的に開所している施設等」の具体的要件如何。	定期的な曜日・時間・場所に開所し、少なくとも週に1回以上開所していることが必要となります。また、1日あたりの最低開所時間は特段設定していないため、例えば「AMのみ開所」といった場合でも問題ありません。
7	定義・要件 (実施要綱第2条関係)	職員配置等の要件はあるのか。	特段の要件はありません。
8	定義・要件 (実施要綱第2条関係)	利用者から登録料金や利用料金を徴収しても良いのか。	登録料金や利用料金の設定に係る特段の規定はありません。 登録料金や利用料金を設定する場合は、後述する「かがわ子育てステーション登録申請書（第1号様式）」にその内容を記載してください。
9	定義・要件 (実施要綱第2条関係)	利用にあたり、予約制としても問題ないのか。	問題ありません。 予約制とする場合は、後述する「かがわ子育てステーション登録申請書（第1号様式）」にその内容を記載してください。
10	定義・要件 (実施要綱第2条関係)	利用にあたり、所在市町の子育て家庭等のみを対象として、問題ないのか。	所在市町の子育て家庭等のみ利用に限ることは、子育て家庭等の相談先等の選択肢を増やす観点から望ましくありません。予約制とする際に所在市町の子育て家庭等の利用を優先する場合は、後述する「かがわ子育てステーション登録申請書（第1号様式）」にその内容を記載してください。

分類		質問	回答
11	定義・要件 (実施要綱第2条関係)	県外の施設等は登録可能か。	香川県内に所在する施設等のみ登録が可能です。
12	登録手続き (実施要綱第4条関係)	複数の施設等（同一敷地内で複数サービスを提供している場合を含む）をまとめて1枚で申請可能か。	複数の施設等（同一敷地内で複数サービスを提供している場合を含む）を申請する場合は、1施設につき1枚ずつ記入してください。
13	登録手続き (実施要綱第4条関係)	ステッカーはどのタイミングでもらえるのか。	登録処理完了後、登録通知と合わせて、希望枚数を発送します。なお、ステッカーの完成は令和6年1～2月頃を予定しているため、それ以前に登録が完了した場合、ステッカーは別途、完成以降の発送となります。
14	登録手続き (実施要綱第4条関係)	ステッカーは、最大何枚もらえるのか。	1申請あたり、最大5枚まで希望いただけます。なお、在庫によっては希望枚数を送付できない可能性がありますので、予めご了承ください。
15	登録手続き (実施要綱第4条関係)	ステッカーはどこに掲示すれば良いのか。	多くの方々から目につきやすい場所（正門や玄関入口等）への掲示をお願いします。
16	登録手続き (実施要綱第4条関係)	登録にあたり、申請費用などは発生するのか。	登録にあたり、一切の費用は発生しません。
17	登録届出 (実施要綱第6条関係)	どのような内容に変更が生じた場合に届出が必要になるのか。	以下の内容に変更が生じた場合、変更の届出をご提出ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設名 ・所在地（開所場所） ・施設の概要 ・開所曜日・時間 ・利用条件（登録・利用料金、予約制の有無など） ・施設のPR文、施設のホームページURL
18	変更届出 (実施要綱第6条関係)	変更が生じた場合の手続き如何。	変更しようとする概ね1か月前までに「かがわ子育てステーション変更届出書（第2号様式）」を、香川県子ども政策課宛てに郵送又は電子メールにて提出してください。 <提出先> 【郵送の場合】 〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10 子ども政策課宛 【メールの場合】 kosodate@pref.kagawa.lg.jp（子ども政策課）
19	廃止届出 (実施要綱第7条関係)	登録を廃止しようとする場合の手続き如何。	廃止しようとする概ね1か月前までに「かがわ子育てステーション廃止届出書（第3号様式）」を、香川県子ども政策課宛てに郵送又は電子メールにて提出してください。 <提出先> 【郵送の場合】 〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10 子ども政策課宛 【メールの場合】 kosodate@pref.kagawa.lg.jp（子ども政策課）